

登録住宅性能評価機関 殿

国土交通省住宅局住宅生産課

断熱等性能等級における結露の発生を防止する対策に係る  
内部結露計算等の取扱いについて

住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)「八 結露の発生を防止する対策に関する基準」においては、掲げられた対策と同等以上の結露の発生の防止に有効な措置が講じられていることが確かめられた場合には、防湿層や通気層を設けなくともよいこととしており、具体的には、部位の一般部の層構成及び内外温湿度条件に応じた一次元の定常計算により層構成内部で結露域が生じないことを確認することとしています。

今般、近年の新築住宅の高断熱化や新しい地域の区分への移行などを踏まえ、当該計算に係る室内条件及び外気条件を下表のとおり変更しますので、令和4年10月1日以降の設計住宅性能評価の申請については、変更後の室内条件及び外気条件を用いて計算されていることを確認するようお願いいたします。

住宅型式性能認定についても令和4年10月1日以降に新規で認定申請する場合は同様の取扱とします。また、令和4年9月30日以前に取得した住宅型式性能認定及び特別評価方法認定については、令和4年10月1日以降に当該認定を用いて設計住宅性能評価の申請ができることとします。

なお、特別評価方法認定の取り扱いについては、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が公開している「計算の結果による温熱環境（結露の発生を防止する対策）に関する試験ガイドライン」を参照してください。

< 内部結露計算条件（一次元・定常） >

室内，外気条件

	【変更前（現行）】		【変更後】	
	温度	相対湿度	温度	相対湿度
室内	10	70%	15	60%
外気	建設地の最寒月の平均気温 [ ]	70%	建設地の最寒月の平均気温 [ ]	70%

変更後の外気条件「建設地の最寒月の平均気温[ ]」については、「拡張アメダス気象データ/株式会社気象データシステム」の2001年から2010年までの標準年EA気象データを用いることとします（暖房期間における構造熱橋部の室内側最低表面温度を算定するための建設地の最寒月の日最低気温の平年値[ ]についても同様の取扱とします。）。